

協議項目 1 3 「慣行の取扱いに関すること」

協議項目 1 3 「慣行の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 2 0 年 4 月 2 2 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高 木 政 夫

慣行の取扱い

1 市章

前橋市の制度に統一する。

2 市民憲章

前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村民憲章は、富士見地区の憲章として継承していく。

3 市の木及び花

前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村の木及び花は、富士見地区の推奨の木及び花として伝承していく。

なお、富士見村の鳥は、富士見地区の推奨の鳥として伝承していく。